

8 エネルギー関係

(3)一般ガス、熱供給事業

規制緩和推進3か年計画(再改定)(平成12年3月31日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		10年度	11年度	12年度		
一般ガス事業の許可 (経済産業省)	一般ガス事業の許可に関するガス事業法第5条第1号の規定について、かかる事業が自然独占性を有する産業であることを反映したものであるが、将来的に直接競争の導入が拡大される場合には、当該規定について抜本的な見直しを行う。				(経済産業省) - 将来的に直接競争の導入が拡大される場合には、当該規定についても所要の見直しを行う。	
簡易ガス事業の許可 (経済産業省)	簡易ガス事業の許可に関するガス事業法第37条の4第1項第1号の規定について、かかる事業が自然独占性を有する産業であることを反映したものであるが、将来的に直接競争が導入される場合には、当該規定について抜本的な見直しを行う。				(経済産業省) - 将来的に直接競争の導入が拡大される場合には、当該規定についても所要の見直しを行う。	
熱供給事業の許可 (経済産業省)	熱供給事業の許可に関する熱供給事業法第5条第1号の規定について、かかる事業が自然独占性を有する産業であることを反映したものであるが、将来的に直接競争が導入される場合には、当該規定について抜本的な見直しを行う。				(経済産業省) - 将来的に直接競争の導入が拡大される場合には、当該規定についても所要の見直しを行う。	